

## エネルギー価格・物価高騰対策設備整備事業費補助金（エネルギー高効率）に関する「Q&A」

No.	質問	回答
1	申請期間はいつまでか。	交付申請の期限は2023年2月28日までです。ただし、先着順に受け付け、予算の上限に達した時点で募集を終了します。
2	事業期間はいつまでか。	交付決定を受けた日から2023年8月31日までです。
3	産業ヒートポンプは補助対象になりますか。	産業ヒートポンプは補助対象にはなりません。
4	補助対象設備はどのように確認すればよいか。	国（SII）のHPまたは県HPにて確認できます。 （国） <a href="https://sii.or.jp/cutback04/search/">https://sii.or.jp/cutback04/search/</a> （県） <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/251824.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/251824.html</a>
5	低炭素工業炉及び圧縮機（コンプレッサ）を除く産業用モータ（モータ単体、ポンプ、送風機）について、指定設備として公表されていないが、どの設備が補助対象になるのか。	低炭素工業炉及び圧縮機（コンプレッサ）を除く産業用モータ（モータ単体、ポンプ、送風機）は、指定設備として製品型番が公表されていないため、申請者自らが基準を満たしている設備であるか確認の上、申請する必要があります。指定設備の対象基準については、国の「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金公募要領」98～119ページの別表2「指定設備の設備区分と設備区分ごとに定める基準表」を参照してください。
6	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象になりますか。	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象となりません。
7	小規模な事業でも対象になりますか。	補助金額が「20万円以上／事業全体」であれば対象となります。
8	直近の決算において、債務超過となっている場合、申請できるか。	設備所有者が債務超過の場合、申請できません。リースを活用した共同申請の場合、補助対象設備の所有者であるリース会社の直近の年度決算において債務超過でなければ申請は可能です。
9	インターネットで青色申告をしたため、税務署の受領印がないが、どうすればよいか。	確定申告書Bの写し、所得税青色申告決算書の写し、及び国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果（受信通知）を提出してください。
10	バルクリースは対象になりますか。	バルクリースは対象にはなりません。

No.	質問	回答
11	リース会社との共同申請の場合、リース会社と設備使用者の割賦契約は申請できますか。	割賦契約と判断される場合は、申請できません。またその他、残価設定付リース、購入選択権付きリース、転リース、セール&リースバック、及びリース会社が所有権を持たない割賦契約と判断される場合は補助対象にはなりません。
12	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については、以下を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間の場合は、再リースが選択できる契約であること。
13	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースとして申請できますか。	処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。
14	自社所有でない建物等に設備を設置する場合は申請できますか。	申請可能です。ただし、建物の所有者の承諾書（設備設置承諾書）の提出が必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類を提出してください。
15	他の補助金との併用は可能ですか。	国、岐阜県、岐阜県の外郭団体からの補助金との併用はできません。市町村の補助金との併用は認めますが、重複して申請することが可能かどうかは各市町村へご確認ください。
16	付帯設備は補助対象設備に含まれますか。	原則、設備本体が補助対象となります。本体に含まれる範囲については、国（SII）の公募要領P98～P119をご確認ください。
17	工事費は補助対象になりますか。	工事費は補助対象になりません。補助対象経費は設備費のみで、設計費等も補助対象にはなりません。
18	契約、発注はいつから可能ですか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は、原則、補助金の交付の対象になりません。
19	補助事業の完了とはどのような状態のことか。	導入した設備を検収のうえ、補助対象事業に要する経費の支払いが完了した時点をもって完了とします。
20	処分制限期間はどのように調べることができるか。	処分制限期間とは、導入設備等の法定耐用年数の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を参照してください。 （参考） <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015</a>

No.	質問	回答
21	予算はいくらですか。	3億円です。
22	見積を取得するにあたり、条件はあるか。	<p>見積を取得する場合以下の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請時に期限等が有効な見積書であること。</li> <li>・ 補助対象経費とその他の経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。</li> <li>・ 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であること。</li> <li>・ 複数の見積もりを取得した場合は、最低価格の1者分の見積書を提出すること。</li> </ul>
23	決算書は貸借対照表を提出すればよいですか。	直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください（決算短信でも可）。